

## 伊勢崎市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる樹木への被害拡散を防止するため、防除用品を被害樹木が存在する土地の所有者又は管理者に配布することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防除用品 クビアカツヤカミキリの駆除及び被害拡散防止のために必要な登録薬剤等（国が登録又は適用拡大した薬剤をいう。以下同じ。）及び防虫ネットをいう。
- (2) 被害樹木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている市内の樹木（果樹園にあるものを除く。）をいう。

(配布対象者)

第3条 防除用品の配布の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害樹木が存在する土地の所有者又はその同一世帯員である者（以下「土地所有者等」という。）
- (2) 土地所有者等から当該土地の管理を任されている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(申請)

第4条 防除用品の配布を受けようとする者は、クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害樹木の状況が分かる写真
- (2) 前条第2号に規定する者が申請する場合は、土地所有者等からの委任状（様式第2号）

(防除用品の配布)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審

査し、配布が適当と認めるときは、防除用品を無償で配布するものとする。

2 配布する防除用品の数量は、申請のあった被害樹木の状態に応じて市長が決定するものとする。

(使用者の責務)

第6条 前条の規定により防除用品の配布を受けた者（以下「使用者」という。）は、この要綱の趣旨に沿って、これらを適正に使用しなければならない。

(禁止行為)

第7条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 目的以外で防除用品を使用すること。
- (2) 配布を受けた防除用品を第三者に貸し出し、又は譲渡すること。
- (3) その他市長が防除用品の使用において不相当と認める行為

(免責事項)

第8条 市は、防除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

(協力)

第9条 市長は、使用者に対し、配布を受けた防除用品の使用に関する資料の提供、周辺の状況調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。